

地域づくりアドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 地域づくり活動を推進するに当たり、様々な課題に直面している地域に対して、所要の助言等を行う地域づくりアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）を派遣することにより、当該地域の特性を活かした主体的・創造的な地域づくり活動を支援し、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(派遣対象事業)

第2条 派遣対象団体が主体的に行う、地域の特色ある資源を活用し地域振興につなげる地域づくり活動に対してアドバイザーを派遣する。ただし、単発的又は慣例的な行事や研修会等は派遣対象外とする。

(派遣対象団体)

第3条 派遣対象団体は次の団体とする。

- (1) 地域づくりネットワーク和歌山県協議会に加入している地域づくり団体
- (2) 市町村、地域住民、地元企業、地域づくり団体等のうち複数で構成され、事務局を市町村又は振興局に置く団体

(派遣の申請)

- 第4条 アドバイザー派遣を申請しようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、原則として事業実施予定日の1か月前までに、地域づくりアドバイザー派遣申請書（別記第1号様式）を申請団体の所在地を所管する振興局（以下、「振興局」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- 2 本事業の申請は当該年度の2月末日まで受け付ける。ただし、予算額に達し次第、受付を終了するものとする。
 - 3 同一団体に対するアドバイザー派遣は、1年度当たり原則3回までとする。

(派遣の決定)

- 第5条 知事は、前条第1項による申請があったときは、以下の事項を全て満たしているか確認し、予算の範囲内でアドバイザーの派遣を決定し、申請団体に通知する。
- (1) 申請団体の受入れ体制が整っていること。
 - (2) 地域課題等を的確かつ具体的に把握していること。
 - (3) 派遣対象事業を実施するに当たり具体的な計画等が策定されていること。

(アドバイザーの選任)

第6条 知事は、地域の課題等に対する専門的知識及び地域づくりに関する幅広い知識・情報等を有する者のうちから、本事業の趣旨等を総合的に勘案し適当と認められる者をアドバイザーとして選任する。

(申請内容の変更)

第7条 アドバイザー派遣の承認を受けた団体（以下、「承認団体」という。）が、申請内容を変更又は中止しようとする時は、振興局を経由して知事に対し、事前に地域づくりアドバイザー派遣（変更・中止）承認申請書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(承認団体の責務等)

- 第8条 承認団体は、全ての派遣終了後、地域づくりアドバイザー実績報告書(別記第3号様式)を作成し、最後の派遣終了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、振興局を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 承認団体は、知事から求められた時は、地域づくりネットワーク和歌山県協議会研修交流会等で成果発表を行わなければならない。
- 3 承認団体は、本事業の効果等について県が調査を行うときは協力しなければならない。

(費用の負担)

- 第9条 県は、アドバイザー派遣に関する費用のうち、アドバイザーに対する謝金及び旅費を負担するものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。